

令和7年度第12回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年12月22日(月)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第24号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第5 報告第25号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)

日程第6 議案第29号 芽室町教育支援委員会具申の件(非公開)

日程第7 議案第30号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

日程第8 協議案第1号 令和8年度芽室町一般会計教育費予算の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 2 4 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 5

報告第 25 号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第 7 条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和 7 年 12 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で別表に定める地域をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（就学指定）

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

（抽選）

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。（平成25年9月10日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和6年6月19日決定）

別表（第3条関係）

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部（芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで）

日程第6

議案第29号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

令和7年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年12月12日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町教育支援委員会
委員長 塩田 直之



特別支援学級等への入級について（具申）

令和7年度第2回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート
別紙のとおり

日程第7

議案第30号

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和7年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則（平成元年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「午後8時」を「午後7時」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

図書館夜間開館の時間変更に伴い、関連する規則を改正するものである。

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(開館時間と休館日) 第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 (1) 一略— (2) 木曜日 午前10時から午後7時まで 2 一略—</p>	<p>(開館時間と休館日) 第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 (1) 一略— (2) 木曜日 午前10時から午後8時まで 2 一略—</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日程第 8

協議案第 1 号

令和 8 年度芽室町一般会計教育費予算の件（非公開）

令和 8 年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和 7 年 12 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。